

一般競争入札仕様書

1 委託業務名称

令和7年度 北区社会福祉協議会広報紙「北区社協だより」デザイン・編集・印刷・ポスティング業務委託

2 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（年3回発行）

3 発行目的

北区民に対し、広報紙を通して北区社協の事業を分かりやすく広報すると共に、だれもが安心して暮らせるまちづくりを行うことができるよう、広く地域福祉情報を提供する。

4 業務内容

- (1)構成・コピー・デザイン・イメージ指示によるイラスト・カット作成
- (2)原稿の印字・レイアウト・校正
- (3)印刷及びホームページ掲載用データの作成
- (4)印刷物(1,000部)及びホームページ掲載用データの納品
- (5)印刷物の北区内の各戸配付(約99,000世帯)

5 規格

- | | |
|----------|---|
| (1)発行回数 | 年3回 |
| (2)頁数 | 4頁 |
| (3)寸法・刷色 | タブロイド版(272mm×406mm)マットコートD57
表裏4色印刷/折り加工あり |
| (4)データ | 当会ホームページ掲載用データ PDF |

6 製作部数

総部数 100,000部(1回)×3回

7 業務の流れ

(1)原稿について

(ア)発行日の40日前を基本に本会が提供する。ただし事業実施の関係等で写真データ等の提校正段階に及ぶこともあり得る。

(イ)出稿する際には、面談し、当区社協から企画等を説明したうえで、「Microsoft word」「Microsoft excel」等のデータをEメールにより送信、もしくはUSBにて提供する。

ただし、データが存在しないなどの場合には、紙または現物で提供することがある。

(2) 編集について

(ア) 本会が提出した文字原稿を元に、全件の構図、タイトルデザイン・コピー、レイアウト、イラストなどを作成する。

(イ) 変更・修正等がある場合は校正とあわせて変更を行う。

(ウ) 本会が提出したデータに安易な誤字・脱字等があれば修正し報告する。

(3) 校正について

(ア) 校正は原則として面談し、本会から校正内容等を説明したうえで、ゲラ朱書する。又はワード等をEメールで送信することにより行う。

(イ) 校正は原則として3回行うが、本会が必要とした場合には無制限に行う。

(ウ) 校正の途中であっても、編集の都合上、区社協だよりのデザイン、レイアウト等を変更する場合がある。

(4) 印刷・データ作成について

(ア) 校了後、区社協だよりの印刷をすること。

(イ) 納品日までに、北区社会福祉協議会ホームページへ区社協だよりを掲載するために、掲載用データをPDFで作成すること。

(5) 納品について

本会納品分1,000部を本会1階事務所へ納品すること。但し4つ折で納品すること。

(6) 各戸配付について

北区内約99,000世帯のうち可能な限り各戸配付すること。

8 作成物の著作権等

(1) 成果物を含む本委託事業によって得られる著作権その他の権利は、すべて本会に帰属する。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また、本会が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(3) デザイン・イラスト等の著作権、肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、本会は責任を負わない。

9 連絡先

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

住 所：大阪市北区神山町 15-11

電 話：06-6313-5566

FAX :06-6313-2921

E-mail:kitamail@osaka-kitakusyakyou.com

担 当：地域支援 内原

特記仕様書

1.暴力団等の排除について

(1)契約業者(以下 乙という。)が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することができる。

(2)乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者等」という。)に、この契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3)乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

(4)乙は(3)に定める報告及び届出により、当区社協が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(5)暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。